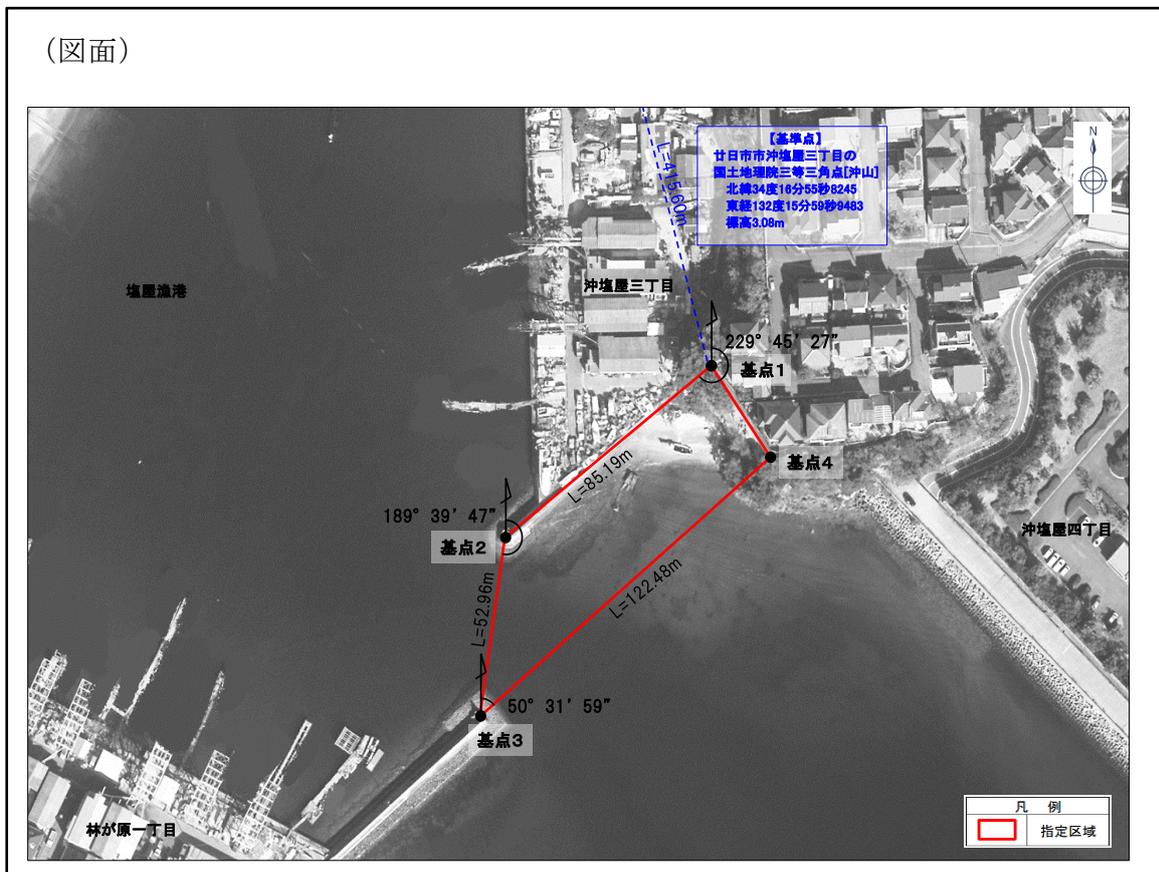


船舶等放置等禁止区域の指定について

下図の区域は、令和3年3月15日から、漁港漁場整備法第39条第5項第2号の規定によって、放置等を禁止する区域に指定され、広島県の許可なく、船舶、船舶部品及び廃棄物を放置等したりすることはできなくなります。

該当する船舶、船舶部品及び廃棄物の所有者・使用者は、速やかに移動・撤去してください。

(図面)



<問合せ先>

広島県西部建設事務所廿日市支所管理用地課

電話0829(32)1145

(祝日・年末年始を除く月～金曜日8:30～17:15)